

袖ヶ浦市消防手数料条例（平成12年3月17日条例第9号）

最終改正:令和元年6月27日条例第11号

改正内容:令和元年6月27日条例第11号 [令和元年10月1日]

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事務		区分		金額
1	石油コンビナート等災害防止法第15条第2項の規定による特定防災施設等の検査	(1) 流出油等防止堤の検査にかかるもの		53,000円に流出油等防止堤の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに26,000円を加えた金額
		(2) 屋外給水施設の検査にかかるもの	消火栓のみを有するもの	38,000円に配管の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円を加えた金額
			貯水槽のみを有するもの	22,000円に貯水槽1基につき4,500円を加えた金額
			消火栓及び貯水槽を有するもの	46,000円に配管の延長1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円及び貯水槽1基につき4,500円を加えた金額